

令和2年1月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年1月31日（金曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 田上 みゆき

竹下 助範 稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二

岩屋 美智子 田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 宮原 美實 川口 三雄 伊地知トシ子

高谷 千代子 増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子

杉元 義男 宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹

上島 勝 赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利

中津 ゆみ子 園田 義保

事務局職員

事務局長 吉留 伸也

事務局長補佐 鳥澤 庄司

農地調整係長 川上 大輔

農地調整係主任主事 松下 理恵

農地調整係主事 池田 哲也

農地調整係主事 加藤 雅也

議 題

- 報告第20号 農地等の合意解約について
- 報告第21号 農用地利用配分計画について
- 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第53号 農用地利用集積計画について
- 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第55号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第56号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

事務局長　それではただいまから令和2年1月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長　【あいさつ・・・・】

谷口議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。出席者は28人全員であります。よって、ただ今の出席者は28人で定足数に達しております。

谷口議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と田中委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第20号から報告第21号及び議案第52号から議案第56号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第20号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第20号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は9件でございます。議案書2ページをご覧ください。

令和2年1月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

まず、整理番号1番については、JAの農地利用集積円滑化事業による貸借を解約し、農地中間管理事業での貸借に移行するものです。解約後も、同じ受け人が農地中間管理事業にて貸借される予定です。

続いて、整理番号3番から整理番号6番については、他の担い手に売買するため、解約するものです。

続いて、整理番号8番については、担い手変更のため解約するものです。解約後は、別の担い手に農地中間管理事業にて貸借される予定です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第21号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第21号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和元年度11月総会で委員の皆様にご審議して頂いた案件であり、令和2年1月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては8件の27筆、36,556㎡となっております。詳細につきましては、4、5ページ記載のとおりです。以上、報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第52号についてご説明いたします。6ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転6件、貸借7件、合計13件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。7ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、2,387㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号2番、畑2筆、1,186㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。溝添委員の掘起しです。8ページをご覧ください。

整理番号3番、畑1筆、670㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番と同様に溝添委員の掘起しです。

整理番号4番、田1筆、畑1筆、計2筆、3,426㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらも、溝添委員の掘起しです。9ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、102㎡の贈与です。

整理番号6番、田1筆、1,124㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

続きまして、貸借について説明いたします。10ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、1,509㎡の使用貸借です。こちらは、中津委員の掘起しで相続人からの申出になります。

整理番号2番、畑1筆、944㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。11ページをご覧ください。

整理番号3番、田2筆、1,195㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、1,069㎡の賃貸借です。借賃は年総額〇〇円です。12ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、4,959㎡の賃貸借です。借賃は年総額〇〇円です。14ページをご覧ください。

整理番号6番、田8筆、畑1筆、計9筆、6,638㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。こちらは、溝添委員の掘起しで相続人からの申出になります。16ページをご覧ください。

整理番号7番、田7筆、6,351.96㎡の賃貸借です。借賃は、10アールあたり〇〇円です。

以上、所有権移転6件、貸借7件、計13件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第52号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

整理番号1番の大字〇〇の土地を尾山委員に、大字〇〇の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。まず、尾山委員にお願いします。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 それでは整理番号1番の大字〇〇の農地について、報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲は基盤整備済みの水田地帯です。現在の利用状況は水田として、利用されています。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

谷口議長 次に下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

谷口議長 下原委員。

下原委員 それでは整理番号1番の大字〇〇の農地及び受人について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。既に基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好で問題ありません。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で稲作と繁殖牛複合の専業農家で後継者もおられます。所有農地の管理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番から4番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 それでは、まず、整理番号2番の農地及び受人について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は、住宅と畑が混在しています。日照・接道・排水・農地の形状は良好です。現在は耕運されていました。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家で後継者もおられます。所有

権利取得後は、里芋やにんにくを作付けしたいとの事でした。地域との調和については、周辺の農家の方と除草作業等に参加していくとの事でしたので、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

続きまして、整理番号3番及び4番の農地については、先ほど報告しました整理番号2番の農地の隣接地であるため、状況は同一のため、報告は省略いたします。また、受人も同一人物であるため、受人の報告も省略いたします。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に9ページの整理番号5番から6番及び貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 最初に整理番号5番の農地及び受人について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。既に基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。所有農地について、畦や用水路の管理など適切に管理されており、地域との調和については、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

続きまして、整理番号6番の農地及び受人について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周囲は畑作地帯です。日照・接道・排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で会社経営をしながら、〇〇を作付けしている兼業農家です。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

最後に貸借整理番号1番の農地及び受人について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周囲は

水田地帯です。農地の形状は不整形で南側に山林がありますが、日照は良好です。接道はありませんが、受人の所有農地と隣接しているため、問題はありませんが、用排水は不良です。2年間ほど耕作放棄地となっていました。現在は、受人がきれいに耕運されていました。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で水稻主体の兼業農家で後継者はおられません。権利取得後は水田として利用するとの事でした。所有農地について、適切に管理されており、地域との調和については、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番から3番の土地を中津委員に、申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。まず、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 それでは整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周囲は畑作地帯です。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

続きまして、整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。既に基盤整備済みで周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

谷口議長 次に栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 それでは、整理番号2番及び3番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況ですが、〇〇自治会で認定法人の構成員をされている水稻主体の専業農家です。後継者はおります。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に11ページの整理番号4番の土地を山口委員に、申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。まず、山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 それでは整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周囲は住宅と水田が混在しています。形状は良く、日照・接道・用排水は良好で問題はありません。以上、報告いたします。

谷口議長 次に栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号4番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で認定法人の代表をされている水稻主体の専業農家です。後継者はおりません。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

谷口議長 次に12ページの整理番号5番の土地を山之内委員に、申請人「受人」の確認を田中委員にお願いします。まず、山之内委員にお願いします。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 それでは整理番号5番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで、周囲は水田地帯です。高低の差はありますが、農地の形状・日照・接道・用排水は良好で問題はありません。以上、報告いたします。

谷口議長 次に田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

谷口議長 田中委員。

田中委員 整理番号5番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作と露地野菜の複合経営の専業農家です。後継者はおりません。権利取得後は、畦草の管理など地域と協力していきたいとの事でしたので地域

との調和について、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願い
します。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 それでは、整理番号6番の農地及び受人について、ご報告いたします。
申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地
の形状は良好です。周囲は、住宅と水田が混在しています。日照・接道・
用排水は良好です。続きまして、受人についてですが、先ほど所有権移転
整理番号2番から4番の受人と同一人物ですすでに報告していますので
省略いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に14ページの整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を尾山
委員にお願いいたします。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 それでは、整理番号7番の農地及び受人について、ご報告いたします。
申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周囲は
水田地帯です。日照・接道・排水は良好です。続きまして、受人の営農状
況ですが、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後は、水田と
して利用するとの事です。後継者もおり、所有農地の管理は行き届いて
いる事から、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。
皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明
をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号

まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計13件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

谷口議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第52号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第53号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　議案第53号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。17ページをご覧ください。

今月の計画件数は39件で、内訳は、所有権移転11件、利用権設定28件となっております。利用権設定においては、農地中間管理事業が2件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。18ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、993㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、1, 008㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、971㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しとなります。19ページをご覧ください。

整理番号4番、田3筆、14, 901㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。こちらは売買等事業即売りタイプとなります。宮崎県農業振興公社が譲受人より買入れ、譲受人へ売渡すものです。譲受人への所有権移転は、来月総会を予定しております。山口委員の掘起しになります。20ページをご覧ください。

整理番号5番、田2筆、1, 650㎡の売買となります。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号6番、田2筆、2, 054㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。21ページをご覧ください。

整理番号7番、田1筆、1, 273㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。22ページをご覧ください。

整理番号8番、田4筆、2, 761㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。上島委員の掘起しとなります。

整理番号9番、田2筆、1, 173㎡の売買となります。価格は10アールあたり〇〇円です。上島委員の掘起しとなります。23ページをご覧ください。

整理番号10番、畑2筆、6, 545㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。24ページをご覧ください。

整理番号11番、畑5筆、6, 482㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。こちらは農地売買等事業一時貸付タイプの売渡しになります。宮崎県農業振興公社が買入れた農地を、譲受人へ約5年間賃貸借を行った後に、譲受人へ売渡しを行います。今回、賃貸借期間の満了及び売渡の期限が令和2年2月22日に到来することから、公社から譲受人へ所有権移転を行うものです。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。

なお、利用権設定については、今月も借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。26ページをご覧ください。

整理番号1番、田6筆、2, 425㎡の賃貸借です。28ページをご覧ください。

整理番号2番、田9筆、5, 590㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、3, 272㎡の使用貸借です。増田委員の掘起しとなります。30ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、畑4筆、3, 226㎡の賃貸借です。31ページをご覧ください。

ここで訂正がございます。整理番号5番の合計筆数と、合計面積に誤りがございます。正しくは筆数が、田6筆、合計面積が4, 858㎡となります。誠にお手数ですが、訂正をお願い致します。

整理番号5番、田6筆、4, 858㎡の賃貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆、畑1筆、1, 318㎡の賃貸借です。永前委員の掘起しとなります。

整理番号7番、田2筆、2, 044㎡の賃貸借です。37ページをご覧ください。

整理番号8番、田18筆、畑1筆、11, 761㎡の賃貸借です。38ページをご覧ください。

整理番号9番、田3筆、1, 819㎡の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号10番、田3筆、1, 900㎡の賃貸借です。

整理番号11番、田1筆、4, 434㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、2, 330㎡の賃貸借です。宮田委員より意見書の提出がございます。40ページをご覧ください。

整理番号13番、田1筆、898㎡の使用貸借です。

整理番号14番、田3筆、3, 039㎡の使用貸借です。41ページを

ご覧ください。

整理番号15番、田1筆、911m²の使用貸借です。43ページをご覧ください。

整理番号16番、田9筆、5,298m²の賃貸借です。44ページをご覧ください。

整理番号17番、田2筆2,127m²の賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、562m²の賃貸借です。45ページをご覧ください。

整理番号19番、田3筆、1,598m²の賃貸借です。上島委員より意見書の提出がございます。46ページをご覧ください。

整理番号20番、田3筆、2,280m²の賃貸借です。

整理番号21番、田3筆、2,876m²の賃貸借です。47ページをご覧ください。

整理番号22番、田1筆、618m²の賃貸借です。

整理番号23番、田1筆、1,625m²の賃貸借です。上島委員より意見書の提出がございます。続きまして、整理番号24、25番は農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号24番、田1筆、1,798m²の賃貸借です。48ページをご覧ください。

整理番号25番、田1筆、974m²の賃貸借です。

整理番号26番、田2筆、2,512m²の賃貸借です。49ページをご覧ください。

整理番号27番、畑2筆、2,570m²の賃貸借です。津口委員の掘起しとなります。50ページをご覧ください。

整理番号28番、田3筆、1,940m²の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各

要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第53号の審議に入ります。所有権移転整理番号1番及び2番は、譲受人が〇〇委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願ひします。

(〇〇委員退席)

谷口議長　それでは、ただ今から所有権移転整理番号1番及び2番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番及び2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長　それでは、所有権移転整理番号10番の譲受人につきまして、〇〇委員が取締役となっている法人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願ひします。

(〇〇委員退席)

谷口議長　それでは、ただ今から所有権移転整理番号10番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号10番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは、利用権設定整理番号6番は、借受人が〇〇委員のご子息です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、利用権設定整理番号6番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定整理番号6番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは、所有権移転整理番号1番、2番、10番及び利用権設定整理番号6番を除く、議案第53号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第

53号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

それではここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は4件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については、省略させていただきます。52ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、301㎡を駐車場及び洗車場用地として追認申請するものです。こちらは平成10年頃に土地の一部が造成されております。そのため譲受人より顛末書の提出がございます。権利関係は贈与です。排水につきましては、雨水は東側水路へ排水するとの事です。

続きまして、整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,226㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は利用権設定の賃貸借です。工事期間は令和2年3月1日から5月31日までとなっています。事業費につきましては、土地賃借料が年間〇〇円の20年間で総額〇〇円、土地造成費〇〇円、設備建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理するとの事です。

続きまして、整理番号3番、場所が大字〇〇、田2筆、460㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年7月10日から10月20日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を自己資金及び融資により対応するとの事です。排水につきましては

は、生活排水は合併浄化槽で処理後、西側側溝へ排水します。雨水も同様です。市建設課と協議済です。53ページをご覧ください。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田2筆、329㎡を資材置場用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年3月20日から3月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金により、対応されるとの事です。整地については、自己労力によるため、造成費はありません。排水につきましては、地下浸透及び西側側溝へ排水します。市建設課と協議済です。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第54号については、30日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

田方第1小委員長 議長。

谷口議長 田方第1小委員長。

田方第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、1月30日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条4件でございます。それでは、内容についてご説明いたします。

農地法第5条の議案第54号、整理番号1番についてご説明します。譲受人の父が平成10年頃、申請地の一部を造成し、農機具等の洗車場として使用していましたが、今回、名義変更の手続き中に申請地が農地のままであることが判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から西に約700mのところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、南側は宅地、東側は水路、西側は農地に接していますが、駐車場及び洗車場敷地としての利用となるため、日照等影響がない事から農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。借受人は、県外に本店がある太陽光発電事業の会社法人です。今回、えびの市で売電事業

がしたく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である貸渡人に相談したところ、承諾を得たため、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南東に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、南側は宅地、西側は市道、東側は山林に囲まれており、周囲への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明します。譲受人は、現在、市営住宅に入居していますが、実家のある真幸地区で住宅を建築したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談し承諾を得たため、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南西に約600mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は宅地と市道に囲まれており、周囲の農地などには、影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明します。譲受人は市内で〇〇業を営んでおりますが、新たに資材置場用地を確保したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、譲渡人の承諾を得たので申請するものです。場所は先程の整理番号3番のすぐ南側隣接地になります。周囲の状況も先程の整理番号3番と同じですので、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請4件については、全会一致で許可相当と判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありました

とおりに、問題ないとのことをごさいます。よって、今月の議案第54号の計4件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長　ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第54号に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。議案第54号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。次に議案第55号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　それでは、議案第55号について、ご説明いたします。内容説明の前に生前一括贈与と贈与税の納税猶予について、概略ご説明いたします。まず、生前一括贈与の制度は、贈与者が農地の全部について、条件を満たした推定相続人に一括贈与した場合に贈与税の納税が猶予され、その後、贈与者か受贈者のいずれかが死亡した場合に贈与税が免除される制度です。贈与税納税猶予の対象となっている農地は、免除が確定されるまでの間、受贈者が農地として適正に耕作管理しなければ、贈与した時にさかのぼって、贈与税が課税され事になります。また、3年に一回、対象農地を適正に管理し、農業経営を行っている事を税務署に届出をしなければ、猶予を打ち切られ、さかのぼって、贈与税が課税されます。従いまして、本議案で3年に一回の届出に対して、農業委員会が引き続き農業経営を行っている

旨を証明する必要があることから、議案として審議していただいております。それでは内容について、ご説明いたします。55ページをご覧ください。令和元年度贈与税納税猶予対象者は、ご覧のとおりでございます。全て継続の案件でございます。なお、本総会で審議し決定後、受贈者に対して、証明を発行いたしまして、受贈者が税務署で納税猶予の手続きを行っていただく事となります。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第56号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。尾山委員から説明をお願いします。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 議案第56号の申し合わせ事項についてを朗読。

谷口議長 次に補足説明を事務局をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第56号について、補足ご説明いたします。昨年10月、他県にて現職の農業委員が逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。この事を受けて、昨年11月30日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会におきまして「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」事項を決議しました。改めて、農業委員会組織として綱紀肅

正の徹底を全国で図っていくことが確認されました。

今回、全国農業会議所より各市町村農業委員会に対して、申し合わせ事項につきまして、決議いただくよう依頼がありましたので、今回、尾山委員提案として、議案が提案されたところでございます。以上です。

谷口議長 尾山委員及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

上畠委員 先ほど事務局の説明にあった逮捕された人が、どういう経歴の方か、分かっているだけで結構ですので教えてください。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 先ほど上畠委員よりご質問がありましたが、この事案につきましては、現職の農業委員会会長が逮捕されています。中身につきましては、農地転用及び開発許可に係る部分に関して、虚偽の申請で許可を出した贈収賄罪で業者も逮捕されています。場所につきましては、近畿地方と九州地方でございます。以上です。

谷口議長 確かに農業新聞に小さくでしたが、掲載されておりました。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時21分